桜木売り払いに関し赦免願い書 天保二年(一八三一年)二月二十七日 資料一八三号

たうえ赦免を願ったもの。 許可を得ないで立木を売り払ったことについて奉行所より糾問され、 事情を説明し

制限されていく最初の事件である。 この一件で笠置寺は立木処分の権を失った。 資料で見る限り、 住持が寺の財産の処分が

原文

就御糺口上書

笠置山

福寿院

円成

哉、始末申上候様御糺被成下候、 先達而売払候由、尚又山内外立木も 上之処、無其儀取計候は、如何之心得"候 上之処、無其儀取計候は、如何之心得"候 上之処、無其儀取計候は、如何之心得"候 を達而売払候由、尚又山内外立木も

無御座候、樫木売払杦桧之苗 外"山内立木入札等"仕売払候儀 被成下候得共、樫木売払候迄ニー、 と申もの『代金壱両』

「一石樫木 去十二月上旬頃、南笠置村竹屋佐右衛門 桧と植替侯ヘ、都合宜しとふト奉存、 壱本御座候而、落葉等多、掃除等 手『御座候而、 此儀当院境内塀外、未申之方(南西の方角) 売払候心得『飛入札』いたし候様、 植懸ヶ置候儀ニ御座候、外ニ山内立木 仕候、樫木伐取候跡≒杦桧之苗少し 売払申候而、代金壱両は私入手 仕候"手間込候"付、右樫木伐取、 御伺申上候而取計可仕候処 右場所二前々ヨリ樫木 御糺 土

無御座奉恐入候、向後相慎入念御糺"相成、不調法仕、何"共申上訳無其儀、勝手侭"売払候段、今般

取計可申候間、此度之儀は

御憐愍を以

御赦免被成下候様奉願上候

右之通少も相違不申上候以上

天保二卯年 (一八三一年) 二月廿七日

笠置山

福寿院

円成

福来五兵衛様